

# 1 議 事 日 程（第1日）

（令和4年第4回有田川町議会定例会）

令和4年12月6日  
午前9時30分開会  
於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 仮議長の選任を議長に委任する件
- 日程第5 閉会中の所管事務調査報告について
- 日程第6 報告第25号 専決処分の承認を求めることについて  
令和4年度有田川町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第7 議案第84号 令和4年度有田川町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第8 議案第85号 令和4年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第86号 令和4年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第87号 令和4年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第88号 令和4年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第89号 令和4年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第90号 令和4年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第91号 令和4年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第92号 有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第93号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第94号 有田川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第95号 有田川町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第96号 有田川町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第20 議案第97号 有田川町個人情報保護・情報公開審査会条例の制定について
- 日程第21 議案第98号 有田川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び有田川町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第99号 有田川町議会議員及び有田川町長の選挙における選挙運動の公

		費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第100号	有田川町税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第101号	有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第102号	有田川町水道事業及び簡易水道事業の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第103号	有田川町下水道事業の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第27	議案第104号	有田川町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
日程第28	議案第105号	有田川町教育委員会委員の任命の同意について
日程第29	議案第106号	有田川町道路線の認定について
日程第30	議案第107号	有田川町道路線の認定について
日程第31	議案第108号	有田川町道路線の区域変更について
日程第32	議案第61号	令和3年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第33	議案第62号	令和3年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第34	議案第63号	令和3年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第35	議案第64号	令和3年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第36	議案第65号	令和3年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第37	議案第66号	令和3年度有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第38	議案第67号	令和3年度有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第39	議案第68号	令和3年度有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第40	議案第69号	令和3年度有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第41	議案第70号	令和3年度有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第42	議案第71号	令和3年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第43	議案第72号	令和3年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第44 議案第73号 令和3年度有田川町粟生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第45 議案第74号 令和3年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第46 議案第75号 令和3年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第47 議案第76号 令和3年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

2 出席議員は次のとおりである（15名）

1番	濃 添 勇 作	2番	栗 山 昌 之
3番	本 下 雅 敏	4番	椿 原 竜 二
5番	中 島 詳 裕	6番	星 田 仁 志
7番	片 畑 進 之	8番	谷 畑 進
9番	西 弘 義	10番	林 宣 男
11番	岡 省 吾	12番	森 谷 信 哉
13番	堀 江 眞智子	14番	増 谷 憲
15番	殿 井 堯		

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

7番	片 畑 進 之	9番	西 弘 義
----	---------	----	-------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町長職務代理者副町長	坂 頭 徳 彦	住民税務部長	青 石 万紀子
福祉保健部長	中 岡 万里子	総務政策部長	井 上 光 生
消 防 長	高 井 永 行	産業振興部長	細 野 正 人
建設環境部長	竹 中 幸 生	清水行政局長	谷 口 輝代史
総 務 課 長	南 長 寿	財 務 課 長	山 縣 和 弘
企画調整課長	林 光 彦	教 育 長	片 嶋 博
教 育 部 長	小 澤 俊 彦		

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長	中 屋 正 也	書 記	細 野 鶴 子
---------	---------	-----	---------

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（森谷信哉）

おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、ただいま

から令和4年第4回有田川町議会定例会を開会いたします。

~~~~~

開議 9時30分

○議長（森谷信哉）

本日の会議を開きます。

なお、議事日程については、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（森谷信哉）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において7番、片畑進之君、9番、西弘義君を指名いたします。

……………日程第2 会期の決定……………

○議長（森谷信哉）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

11月29日に開催されました議会運営委員会の結果についての御報告を願います。

議会運営委員会委員長、殿井堯君。

○議会運営委員会委員長（殿井 堯）

改めまして、おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の開催結果について御報告を申し上げます。

去る11月29日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに日程、各常任委員会の開催日等について協議いたしました。

その結果、会期につきましては、本日から12月20日までの15日間とさせていただきます。一般質問は14日、15日としております。

また、議事日程については、お手元に配付されている日程表のとおりといたしたく思います。

日程第6から日程第31までの報告1件、議案25件については一括上程を行い、それぞれ当局からの提案理由の説明を求め、その後、全員協議会において御審査いただきたいと思います。

また、全員協議会終了後、日程第32、議案第61号から日程第47、議案第76号までの16件については、本日、審議をお願いいたします。

この会期、日程等に御賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位の御協力をお願い申し上げます。

○議長（森谷信哉）

お諮りいたします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は、本日から12月20日

までの15日間にしたいと思います。御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月20日までの15日間に決定いたしました。

……………日程第3 諸般の報告……………

○議長（森谷信哉）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、有田川町長の職務代理についての御通知をお手元に配付しております。

次に、本定例会に町長職務代理者より提出された案件は、報告1件、議案25件であります。

また、本日の説明員は町長職務代理者ほか12名であります。

次に、監査委員より、令和4年8月、9月、10月分の例月現金出納検査結果報告書及び令和3年度における財政援助団体監査報告書をお手元に配付しておりますので、御報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

……………日程第4 仮議長の選任を議長に委任する件……………

○議長（森谷信哉）

日程第4、仮議長の選任を議長に委任する件を議題といたします。

お諮りいたします。

正副議長とともに事故があるときに対応して、滞りなく議会運営を行うため、地方自治法第106条第3項の規定により、この会期中における仮議長の選任を議長に委任したいと思います。御異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

よって、この会期中における仮議長の選任を議長に委任することに決定いたしました。

それでは、この会期中における仮議長として、15番、殿井堯君を指名いたします。

……………日程第5 閉会中の所管事務調査報告について……………

○議長（森谷信哉）

日程第5、閉会中の所管事務調査報告についてを行います。

閉会中に総務文教福祉常任委員会における視察研修が実施されておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

総務文教福祉常任委員会委員長、谷畑進君。

○総務文教福祉常任委員会委員長（谷畑 進）

改めまして、おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、報告させていただきます。

10月20日から21日にかけて、北海道上川郡剣淵町で総務文教福祉常任委員会の行政視察を行いました。

剣淵町は、北海道中央部の都市、旭川市から北に向かって50キロメートルほどのところで、面積は約130平方キロメートルで、明治32年に屯田兵によって開かれた、豊かな自然とすばらしい沃野が広がる純農村の町です。

今回、剣淵町の絵本を題材にまちづくりを始めた、絵本の里けんぶちについての経緯やまちづくりの取組などを視察してまいりました。

昭和63年、町の若者たちが剣淵町を有名にしようと、けんぶち絵本の里を創ろう会を結成し、絵本を題材にまちづくりを始め、その取組のユニークさがマスコミで取り上げられ、絵本の里けんぶちとしてその名が全国に広がっています。

平成16年に新しくオープンした絵本の館が約6億2,230万円で建設され、財源として北海道地域政策補助金1億円、文化施設整備基金5億800万円、一般財源1,430万円で、その絵本の館が絵本の里づくり活動の拠点施設になっており、世界中の絵本約4万5,000冊を収蔵し、全国への貸出しも行っているということです。

また、絵本の館では、絵本原画展、読み聞かせ、絵本づくり、親子教室など様々な活動のほか、メインイベントとして、けんぶち絵本の里づくり実行委員会が経費約350万円で絵本の里大賞を行っており、これは前年度に全国で出版された絵本を対象にして、絵本作家や出版社から応募のあった絵本を絵本の館に展示し、有識者だけでなく来館した人たちの投票により大賞の絵本を選び、審査員の経費が要らない方法で行っております。

大賞に選ばれた作家には、副賞として剣淵町産の安心安全な農産物を3年間贈っているということでした。

また、絵本の原画について、絵本の館などの収蔵庫を厳重に密閉し、一定な温度・湿度に保ち、全て無料で預かって保管しているということでした。

また、絵本の里のまちづくりにおける効果について聞いたところ、町民の方が進めてきた絵本の里づくりで、子どもたちが変わったと学校の先生方が言っており、剣淵町が好きだという子どもが多いというのが剣淵町の子どもの特徴だということです。剣淵町が好きでいて、剣淵町を誇りに思える大人になっていくことが、絵本の里づくりの効果だと考えているということでした。

そして、今後の展開については、農業、福祉、教育、文化の各分野などの連携・協働により、これまで進めてきた絵本の里づくりを継承し、さらなる絵本文化の創造と絵本による人づくりや地域づくり活動を充実・発展させる必要がある。

また、絵本の読み聞かせは、親と子どものつながりや子どもの感性や社会性を伸ば

す力を持つことから、家読みや読み合いなどの活動の普及を推進していくということでした。

有田川町も10年以上前から絵本のまちづくりを始めて以来、現在は剣淵町に劣らない絵本のまちづくり事業として、ブックスタート、まちかど絵本館、おうち絵本館、絵本読み聞かせ隊、絵本コンクールなどの事業を行っていますが、町外からの絵本に関するリピーターを増やすための工夫が必要ではないかなど、今後も有田川町独自の事業を展開し、絵本のまちづくりがより多くの町民の参加の下、絵本を活用して笑顔あふれる子育てのできる町、子どもがすくすく育つ町として、また将来、子どもたちが有田川町を好きでいて、有田川町を誇りに思ってもらえるような大人になってほしい、そして絵本のまちづくりにより、町への関係人口が増え、地域が活性化し、町民が潤えるような町になるように願っています。

以上で、総務文教福祉常任委員会の行政視察の報告を終わります。

○議長（森谷信哉）

以上で、閉会中の所管事務調査の報告を終わります。

お諮りいたします。

日程第6から日程第31までの報告1件、議案25件を一括議題としたいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、日程第6から日程第31までの報告1件、議案25件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長職務代理人、副町長、坂頭徳彦君。

○町長職務代理人（坂頭徳彦）

皆さん、改めまして、おはようございます。

本日、ここに令和4年第4回有田川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとお忙しい中、御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

定例会の開催に当たりまして、本来であれば中山町長が御説明申し上げるところではありますが、中山町長が病氣療養中でございますので、町長職務代理人の私から御審議いただく議案の御説明をさせていただきます。

それでは、ただいま上程させていただきました議案について御説明申し上げます。

報告第25号は、令和4年度有田川町一般会計補正予算第5号として、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、専決処分の承認を求めるものであります。光熱費や食料品等の価格高騰により、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業を実施する必要性が生じたために、早急に

予算措置を講じたものであります。補正額は、歳入歳出それぞれ1億8,843万円を追加し、補正後の予算総額は173億8,937万円と相なりました。なお、補正の財源といたしましては、全額国庫支出金を充てることにいたしております。

議案第84号は、令和4年度有田川町一般会計補正予算第6号であります。今回の補正の主なもので共通するものとして、職員の給与に関する条例の改正に伴う勤勉手当、共済組合負担金の補正、また各予算科目において、電気代、ガス代等の価格高騰による増額補正を行っています。

それ以外の今回の補正の主なものは、2款総務費の財政管理費では、決算に係る歳出区分の細分化に伴うプログラム変更委託料として110万円を、財産管理費では、火災受信機や誘導灯などの修繕料として113万5,000円を、賦課徴収費では、過誤納付還付金として160万円を、3款民生費の社会福祉総務費では、遺族会補助金を170万円減額し、障害者福祉費では、障害福祉サービス費として2,000万円を、児童福祉総務費では、子育て支援児童虐待防止コーディネーター業務委託料として56万4,000円を、児童措置費では、児童発達支援事業給付金補助金として2,550万円を、母子福祉費では、ひとり親家庭医療費として250万円を、4款衛生費の上水道施設費では、簡易水道事業特別会計繰出金として466万3,000円を、6款農林水産業費の農業振興費では、県営事業負担金として186万5,000円を、農地費では、緊急自然災害防止対策事業として1,900万円を、7款商工費の観光費では、イベント補助金を100万円減額し、かなや明恵峡温泉特別会計繰出金として493万円を、9款消防費の非常備消防費では、消防団員費用弁償を173万2,000円減額し、10款教育費の小学校費の学校管理費では、備品購入費として472万5,000円を、中学校費の学校管理費では、金屋中学校体育館空調設備設置工事の設計監理委託料として300万円を、工事費として7,000万円を、備品購入費として164万円を、青少年健全育成事業では、海外研修委託料を1,023万円減額し、11款災害復旧費の農地災害復旧費の工事請負費として1,600万円を、農業用施設災害復旧費の工事請負費として400万円を、林業用施設災害復旧費の機械器具借上料として160万円を、14款予備費として1,000万円を計上し、その他、所要の補正を行った結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ2億4,887万円を追加し、補正後の予算総額は176億3,824万円と相なりました。

なお、補正額の財源といたしまして、町税、国庫及び県支出金、繰越金、町債などを充て、減債基金等一部の基金繰入金については減額することにいたしております。

また、繰越明許費の補正並びに地方債の補正につきましても、御審議を願うものであります。

議案第85号は、令和4年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号であります。今回の補正は、職員の給与に関する条例の改正に伴う勤勉手当等として38万5,000円を、診療報酬として3,100万円を、高額療養費として1,60

0万円を計上した結果、今回の補正総額は4,738万5,000円を追加し、補正後の予算総額は36億9,067万9,000円と相なりました。なお、補正額の財源といたしましては、県補助金、一般会計からの繰入金を充てることにいたしております。

議案第86号は、令和4年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号であります。今回の補正は、職員の給与に関する条例の改正に伴う勤勉手当等として10万7,000円を、広域連合納付金として1,090万8,000円を、一般会計繰出金として1,830万8,000円を計上した結果、今回の補正総額は2,932万3,000円となり、補正後の予算総額は8億659万8,000円と相なりました。なお、財源については一般会計からの繰入金、繰越金、雑入を充てることにいたしております。

議案第87号は、令和4年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第2号であります。今回の補正の主なものは、職員の給与に関する条例の改正に伴う勤勉手当等であり、91万4,000円を追加し、補正後の予算総額は32億9,564万5,000円と相なりました。なお、補正額の財源といたしまして、一般会計からの繰入金を充てることにいたしております。

議案第88号は、令和4年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第2号であります。今回の補正の主なものは、職員の給与に関する条例の改正に伴う勤勉手当等として22万5,000円を、消費税の中間納付金として380万円を、落雷による機器類の交換工事として3,640万4,000円を計上した結果、今回の補正総額は4,106万7,000円となり、補正後の予算総額は5億7,159万4,000円と相なりました。なお、補正額の財源といたしましては、一般会計からの繰入金、雑入の損害保険金を充てることにいたしております。また、繰越明許費につきましても御審議を願うものであります。

議案第89号は、令和4年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第3号であります。今回の補正は、職員の給与に関する条例の改正に伴う勤勉手当等として31万8,000円を、消費税の中間納付金として1,450万円を計上した結果、今回の補正総額は1,481万8,000円となり、補正後の予算総額は15億4,896万2,000円と相なりました。なお、補正額の財源といたしましては、一般会計からの繰入金及び基金繰入金を充てることにいたしております。

議案第90号は、令和4年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号であります。今回の補正は、職員の給与に関する条例の改正に伴う勤勉手当等として13万1,000円を追加し、補正後の予算総額は2億8,401万9,000円と相なりました。なお、補正額の財源といたしまして、一般会計からの繰入金を充てることにいたしております。

議案第91号は、令和4年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第1号で

あります。今回の補正は、電気代の高騰により493万円を追加し、補正後の予算総額は8,028万3,000円と相なりました。なお、補正額の財源といたしまして、一般会計からの繰入金を充てることにいたしております。

議案第92号は、有田川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。令和4年人事院勧告並びに令和4年和歌山県人事委員会勧告に鑑み、これに準じ職員の給与について所要の改正を行うものであります。主な改正内容は、民間企業の動向等を踏まえ、初任給及び若年層の給料表の引上げ、勤勉手当については、支給月数を現行の年間1.90月分から2.00月分に0.10月分引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

議案第93号は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方公務員法の一部を改正する法律が、令和5年4月1日に施行されることに伴い、関係条例において所要の改正を行うものであります。主な改正内容は、地方公務員の定年を令和5年4月から2年に1歳ずつ段階的に引上げ、令和13年度に65歳とするため、有田川町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、有田川町職員の懲戒の方法及び効果に関する条例、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例、有田川町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、有田川町職員の育児休業等に関する条例、有田川町職員の給与に関する条例、有田川町職員の旅費に関する条例、有田川町職員の分限に関する方法及び効果に関する条例の各条例の一部を改正するとともに、有田川町職員の再任用に関する条例を廃止するものであります。

議案第94号は、有田川町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方公務員法の一部を改正する法律が、令和5年4月1日に施行されることに伴い、本条例において所要の改正を行うものであります。主な改正内容は、地方公務員の定年を令和5年4月から2年に1歳ずつ段階的に引上げ、令和13年度に65歳とする改正及び定年前再任用短時間勤務等に関する改正であります。

議案第95号は、有田川町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてであります。令和5年4月1日施行の定年延長に合わせ、55歳以上の高齢期職員の多様な働き方のニーズに応えることを目的として、定年退職前に先行的に休業の取得を可能とするため、本条例を制定するものであります。

議案第96号は、有田川町個人情報保護法施行条例の制定についてであります。地方公共団体の個人情報保護制度については、各地方公共団体の個人情報保護条例に基づいていますが、令和3年の法改正により、個人情報の保護に関する法律において、全国共通のルールが適用されたことに伴い、現行の有田川町個人情報保護条例を廃止し、新たに個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第97号は、有田川町個人情報保護・情報公開審査会条例の制定についてであ

ります。個人情報保護審査会の設置は、有田川町個人情報保護条例に規定していましたが、個人情報の保護に関する法律の施行により、当条例を廃止することに伴い、新たに個人情報保護審査会と情報公開審査会を統合し、有田川町個人情報保護・情報公開審査会の設置等に関する必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

議案第98号は、有田川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び有田川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。有田川町個人情報保護・情報公開審査会条例の制定に伴い、情報公開審査会委員及び個人情報保護審査会委員の名称が、有田川町個人情報保護・情報公開審査会委員と変更となるため、有田川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例において、所要の改正を行うものであります。有田川町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例につきましては、有田川町個人情報保護条例の廃止に伴い、引用規定の改正を行うものであります。

議案第99号は、有田川町議会議員及び有田川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。令和4年4月6日に公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、本条例においても所要の改正を行うものであります。主な改正内容は、選挙運動用の自動車借り上げの単価を1万5,800円から1万6,100円に、燃料費の単価を7,560円から7,700円に、選挙運動用ビラ作成の1枚当たり単価を7円51銭から7円73銭に、選挙運動用ポスター作製の1枚当たり単価を525円6銭から541円31銭等に改正するものであります。

議案第100号は、有田川町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。有田川町税条例の規定に基づき、固定資産税に対する報奨金は、事務負担の少ない口座振替の奨励を目的に報奨金の交付を行っているところであります。しかし、コンビニ収納、電子決済など、納税環境の利便性は格段に向上し、自主納付に対する意識も浸透してきているため、本条例において前納報奨金に関する規定を削除するものであります。

議案第101号は、有田川町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。コンビニ交付サービスによる住民票、印鑑証明書の発行手数料を令和5年1月4日から令和5年3月31日の期間、減額することにより各種証明書の発行に要する負担軽減、物価高騰に直面する生活者の支援、非接触型手續の活用促進による感染症拡大の防止や窓口の混雑緩和につなげることを目的とし、また同時にマイナンバーカードの普及促進につなげるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第102号は、有田川町水道事業及び簡易水道事業の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。令和5年度より簡易水道事業

及び下水道事業に公営企業法を適用するため、関連する有田川町水道事業及び簡易水道事業の設置及び管理に関する条例、有田川町特別会計設置条例、有田川町簡易水道事業基金条例、有田川町公共下水道事業整備基金条例、有田川町公共下水道事業減債基金条例の一部を改正するものであります。

議案第103号は、有田川町下水道事業の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。令和5年度より下水道事業に公営企業法を適用するため、本条例を制定するものであります。

議案第104号は、有田川町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてであります。令和5年度より下水道事業に公営企業法を適用するため、本条例を制定するものであります。

議案第105号は、有田川町教育委員会委員の任命の同意についてであります。教育委員会委員、平松一彦氏の任期が令和5年2月22日をもって満了いたします。つきましては、人格が高潔で教育に関し識見を有する同氏を、引き続き教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

議案第106号は、有田川町道路線の認定についてであります。有田川町大字小川地内、町道吉田青田2号線延長1,319.57メートルを、道路法の規定により町道の認定をお願いするものであります。

議案第107号は、有田川町道路線の認定についてであります。有田川町大字中井原及び中野地内、町道中井原中野線延長534.30メートルを、道路法の規定により町道の認定をお願いするものであります。

議案第108号は、有田川町道路線の区域変更についてであります。有田川町大字吉見及び奥地内、町道吉見奥線について、県道吉原湯浅線の一部と町道吉見奥線の一部を振り替えるため、道路法の規定により町道の区域変更の認定をお願いするものであります。

以上で、提出議案に対する私の説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森谷信哉）

以上で、町長職務代理者の提案理由説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 10時11分

再開 13時00分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

お諮りいたします。

日程の順序を変更し、日程第29、議案第106号から日程第47、議案第76号までを先に審議したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第29、議案第106号から日程第47、議案第76号までを先に審議することに決定いたしました。

お諮りします。

日程第29、議案第106号から日程第31、議案第108号までの3件を一括議題としたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

……………日程第29 議案第106号から日程第31 議案第108号……………

○議長（森谷信哉）

日程第29、議案第106号から日程第31、議案第108号までの3件を一括議題といたします。

一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第29、議案第106号から日程第31、議案第108号までの3件については、産業建設住民常任委員会に付託して審査を行いたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、日程第29、議案第106号から日程第31、議案第108号までの3件については、産業建設住民常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

……………日程第32 議案第61号から日程第47 議案第76号……………

○議長（森谷信哉）

次に、日程第32、議案第61号から日程第47、議案第76号までの16件については、第3回定例会において決算審査特別委員会に付託されておりました。委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、谷畑進君。

○決算審査特別委員会委員長（谷畑 進）

決算審査特別委員会における審査経過の概要及び結果につきまして、御報告申し上げます。

当委員会において審査しました案件は、令和4年第3回定例会で付託されました議案第61号から議案第76号までの一般会計及び各特別会計の決算認定を求めることについての16件であります。

これらの議案の審査に当たりまして、本特別委員会を10月31日、11月1日、11月15日の3日間にわたって開催し、関係する部長、課長及び担当者の出席を得て、令和3年度の主要施策の成果報告書を中心に必要な資料の提出及び詳細な説明を求め、慎重に審査いたしました。

また、審査時において、委員会として提出を求めた資料については、皆様に配付済みであります。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による健全化判断比率などについては、さきの第3回定例会において報告され、承認されているところであります。

それでは、個別の内容について御説明いたします。

最初に、財務課長から全体的な決算の概要について説明を受けました。当町の令和3年度決算は、新型コロナウイルス対策による前年度の特別定額給付金等の各事業の減少により、決算額が大幅に減少しています。主要施策の成果報告書では、新型コロナウイルス感染症対策関連事業として表に取りまとめられており、各課に説明を受けました。

地方債残高の状況については、前年度より減少し、基金残高の状況については増加しており、また経常収支比率は地方交付税などの増加により87.6%となり、前年度から2.4ポイント減少し、やや改善されていますが、依然高い水準であり、今後もより一層の健全な財政運営を求めるところであります。

続いて、各課からの説明に対する主な質疑事項などについて申し上げます。

財務課の所管では、イメージアップ事業について4名を雇用して公共施設の清掃・草刈りなどを行っており、また公園管理費で花の里公園の樹木伐採委託料が前年度に比べ増加した旨の説明がありました。歳入における財産運用収入について、定期預金より利率の高い国債を購入して資金運用を行っている説明を受けました。

企画調整課の所管では、ふるさと応援寄附金を積み立てたふるさと応援基金の活用について説明を受けました。寄附金額が目標より少ないことから、その理由や今後の対策をただしたほか、今後も特色のある返礼品を増やし、申込みサイトも増やすなどの努力をしていくということを確認し、もっと都市部の地元会などにもPRを行うように提言しました。旅行等移動補助金について、今後の観光関連施策の経済対策の事業についても、国の交付金事業などがあれば検討していきたいという説明を受けました。

総務課の所管については、自主防災組織の設立率は100%であることを確認し、また防災行政無線の戸別受信機設置手数料の説明を受けました。

税務課の所管については、すまい給付金の対象となった人の町内外の割合などの説明を受け、滞納額の件数や内容を質疑したほか、また徴収率について説明を受け、県下では高い水準であるが、今後もより一層の徴収率の向上に向けて努力してほしいと要望しました。

住民課の所管では、国保会計の徴収率が悪かった場合や、独自施策を行った場合の地方交付税などのペナルティについて質疑をしました。マイナンバーカードの交付率について、国・県の平均よりも低いという説明を受け、今後も出張申請、イベント時の申請などを行って交付率を上げる努力をしていくとのことでした。

建設課の所管では、不良空家除去補助金の地域別の件数を確認し、補助要件の緩和を要望しました。また、都市計画マスタープランの進捗状況について確認し、防災対策について実現できるように要望しました。

環境衛生課の所管では、犬猫の去勢・避妊手術助成補助金について補助金額などを質疑しました。二川小水力発電についての売電収入を町民に還元できるように、自然エネルギー基金を活用して防犯灯のLED化や維持管理費用に充てていると説明を受け、清水斎場の修繕料について適正な金額かただしました。また、予算の流用について適切に処理するように指摘しました。

下水道課の所管では、公共下水道の接続率について、前年度と変わっていない理由を質疑し、対象戸数と接続戸数の双方が増えたことによるということでした。また、農業集落排水施設の終末処理場の跡地利用について質疑し、防災倉庫として利用するという説明でした。

水道課の所管では、災害時協力井戸の登録について登録件数などの説明を受け、要綱の提出を求めました。また、簡易水道の給水人口の減少について質疑し、今から減少しないように対策を講じなければならないのではと提言しました。また、令和5年度より公営企業法の適用を行う説明がありました。

消防本部の所管では、大型自動車免許取得補助金の対象人数や119番通報の受付件数の内容や救急出動の内容を質疑し、また消防車、救急車などの保有台数の資料提出を求めました。

こども教育課の所管では、放課後児童健全育成事業の藤並学童クラブの委託料や各クラブの職員数について質疑し、また御霊学童クラブの定員の資料提出を求めました。病児病後児保育事業の利用人数や各町の負担金について確認しました。また、保育所の運営費の増額理由を質疑し、会計年度任用職員の報酬の増額によるものだと説明を受けました。コロナ関連事業では、タブレット型体温計のほか、消毒液やマスク等感染予防衛生用品や機器などが購入されました。

社会教育課の所管では、絵本コンクール開催事業、ポップ絵本館の管理運営費、ジュニア駅伝参加事業などに対し質疑を行いました。明確な答弁ができないなどのことがあり、再々審議となり、3回の審査を行い説明を受けましたが、絵本コンクール開催事業において一部不適切な会計処理が行われていました。また、絵本コンクールの開催意義や効果などを問いただし、一時開催を中止するということを確認しました。

地籍調査課の所管では、町内における地籍調査の進捗状況については、前年度から4.9%増加し89.6%になったとの説明を受け、地籍調査の完了予定はいつか、筆界未定はどのくらいかなどの質疑をしました。

産業課の所管では、有害鳥獣対策事業について、年々被害が深刻化・広域化しており、イノシシの捕獲頭数については豚熱の伝染病の影響により減少したが、鹿の捕獲については増加している説明を受けました。

また、農業振興地域整備計画変更業務について、旧町のときから見直しがされてなく、都市計画用途地域の変更と連携して見直しをするためにアンケート調査を実施し、令和5年度完了に向けて取り組んでいくという説明を受けました。

林務課の所管では、森林環境譲与税活用事業について、森林整備に係る意向調査の実施時期や基金の活用などについて質疑しました。森林環境譲与税のうち未使用で基金に積み立てた金額については、譲与税の使途に合った事業を行うため、来年度に予算計上し執行する旨の説明を受けました。また、公共事業で木質化をする場合、町産材を使うように要望しました。

商工観光課の所管では、地域再生マネージャー事業についての成果や今後もアドバイザーは続けてもらえるのかなどを質疑し、また起業支援補助金の内容を確認し、商品ブラッシュアップ促進補助金などの資料提出を求めました。新型コロナウイルスによる経済対策として、飲料・宿泊・サービス事業等支援金や第3弾応援クーポン配布事業などのコロナ対策事業が実施されました。

長寿支援課の所管については、権利擁護センター事業として令和3年度より新規事業で社会福祉協議会へ委託しているという説明を受けました。

健康推進課の所管では、子育て世代包括支援センター事業費の減少した理由を質疑し、また予防接種事業の子宮頸がんワクチンの接種について令和4年度から積極的勧奨を行っているということを確認しました。新型コロナ対策として、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業を1回から3回までの接種を実施し、令和4年5月末で

おおむね完了している説明を受けました。

やすらぎ福祉課の所管では、コロナ対策で非課税世帯等に対する臨時特例給付金事業や子育て世帯生活支援特別給付金、子育て世帯への臨時特別給付事業等が実施されたことや、出産祝い金が令和3年度より新設されたことの説明を受け、災害時要援護者支援事業について、福祉避難所の施設数や基幹相談支援センターの活動実績件数の資料提出を求めました。また、社会福祉協議会支援事務の補助金の減額になった理由を質疑しました。

以上、3日間にわたる委員会で協議の結果、議案第61号、令和3年度有田川町一般会計歳入歳出決算については、社会教育課が実施する絵本コンクール事業で参加料1,000円を徴収しており、この参加料収入の処理を確認したところ、参加料は同課職員が現金のまま保管し、町の会計を通さずに絵本コンクールの事業経費として支払いを行っていました。

地方自治法第210条には、「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない」と規定されています。絵本コンクールの実施に係る全ての収入と支出を明確にするため、法にのっとりた予算執行を行い、会計事務を改善するように改善対策の書面での提出を求めて、また現金の取扱いが適切に行われていないなど、当該事業において一部不適切な会計処理が行われていたため、不認定とすべきと決しました。

議案第62号、63号、67号の3議案については賛成多数で、それ以外の12議案については全会一致で認定すべきものと決しましたので報告いたします。よろしく御審議いただき、適切な御決定をお願い申し上げます。

……………日程第32 議案第61号……………

○議長（森谷信哉）

日程第32、議案第61号、令和3年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

委員長報告に対しては質疑ございません。

議長に暫時休憩を求めます。

○議長（森谷信哉）

暫時休憩を認めます。

休憩いたします。

~~~~~

休憩 13時23分

再開 13時27分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

委員長報告は不認定です。不認定に反対の方からお願いいたします。

〔「反対討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

反対討論なしと認めます。

次に、不認定に賛成の方の討論をお願いいたします。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第61号についてであります。委員長報告は不認定でありましたので、その不認定に賛成の立場から討論させていただきます。

第1に、私は幾つかの点で申し上げるわけですが、基金の問題であります。

一般会計部分だけでも130億1,715万円あります。特に財政調整基金は41億4,147万円、これは標準財政規模の何と39%と県下の他の市町村よりも極めて高いものがあります。総務省は、最近の基金の増額を見て優先的に取り組む事業への活用を求めています。その一方で、このことで財務省や財界などは地方交付税の削減を主張し始めています。ですから、例えば町道など改修に2億円もあれば区の要望にも応えられるという試算もありますから、こういう点も含めて活用すべきだと考えます。

さて、新型コロナウイルス感染禍の中で、地方自治法では町民の命と暮らしを支えるのが本旨となっております。しかし、政府は地方自治体や国民に様々な負担増を押しつけてきています。消費税の10%への増税で家計消費が8%のときよりも、1世帯当たり約30万円の減収、年金では毎回のよう減額されてきています。新型コロナによる影響で廃業や雇用解雇など様々な問題が出ています。

こういう中での予算執行でしたから、まずコロナ対策に重点を置くべきだったと考えます。今年度も町単独でも命と生活と経済を守るという観点から実施した制度が終了したことや、期限を迎える制度などがあってもかかわらず一層の財政措置をとるべきでした。

第2に、町内の全ての公立保育所の給食が民間委託になっている点であります。

第3に、保育士で見ると、保育士全体に占める非正規保育士の比率が50%を超え

てきていることでもあります。そして、保育士の不足や保育室が足りないために、いわゆる育休退園も引き続き行われています。子育て支援の立場から保育希望者全員入所できる体制をとるべきであります。また、今後の保育所の統廃合がされないか危惧します。さらに、土曜保育は年間公定価格300日で計算されていますから、開設しないと減算調整となりますから、清水保育所で希望があっても開設できない状況ですから、国に緩和を求め対応すべきです。

第4に、消防力の人員基準が94人に対して条例定数は71人です。これは最近の基準です。条例定数を満たしていても85.5%の充足率です。現在68人の体制であり、条例定数からの充足率は95.8%であります。しかも採用しても数年は消防学校へ入校するため現状の体制となります。防災上やコロナ禍の中で、また救急搬送が多くなっている中で、当面は早く条例定数の71人体制にすべきです。

第5に、機関委任事務も増えるばかりで職員の業務が多くなり、一方で正規職員を減らしてきている中で、公務労働を会計年度任用職員で対応していく割合が増える状況にあります。地方交付税の一本算定替えも12億円前後下がると言われてきたのが、現実には3億5,000万円前後と大幅にダウンした中での必要な人員を確保すべきであります。

第6に特定健診の受診勧奨を進めながら、体制的に健診を増やせる状況にありません。また、コロナ禍の中で検診が進むのか。人間ドック・脳ドックの両方を受診できなくなっています。早期発見・早期治療の観点から体制を強化すべきです。

第7に、コロナ禍の中、また様々な要因の中で地域経済が疲弊しています。地域経済の活性化の観点から、せめて需用費の消耗品費や修繕料、また備品購入費の地元発注率を意識的に高めるべきであります。

第8に、生活扶助基準の引下げにより、様々な福祉制度など受けられる基準が引き下がり、負担増や対象から外れる割合が出てくることです。

第9に、巨大風力発電や太陽光発電計画がどんどん参入してくる中で、壊すと二度と戻らない自然環境を壊して建設されたり、建設しようとする中で建設を自由にさせないための規制、経済産業大臣も条例での規制をすることを認めていますから、条例をつくるべきであります。さらに、自然環境保護条例をつくるべきであります。

第10に、へき地地域定住促進対策条例を廃止しました。清水や金屋地域が該当します。過疎化が進む地域に若者が一人でも住んでもらうために必要な条例でしたから、廃止したことは賛同するわけにはいきません。

第11に、今回、委員長も指摘しておりました、社会教育課の絵本でまちづくりを進めてきて決算書に反映すべき事項が記載されずに来たことは遺憾です。担当課のマナーで進めてきたことや、教育部で指摘できなかったことは猛省すべきであります。このことが決算審査特別委員会の不認定になった最大の理由であります。これによって、絵本でまちづくりを進めてきた当町にとって大きな打撃となります。

以上申し上げましたけれども、しかし一方で町民の要望をくみ上げた新型コロナ対策、福祉施策や道路予算、各区からの要望事項を反映させたこともあります。以上の理由により委員長報告のとおり、不認定に賛成の立場から賛成討論といたします。

○議長（森谷信哉）

続きまして、反対討論へいきたいと思えます。

不認定に反対の方の討論はございませんか。

〔「反対討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

ないようですので、ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は不認定とするものです。

本案は、委員長報告のとおり不認定とすることに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は不認定することに決定いたしました。

○議長（森谷信哉）

暫時休憩いたします。

~~~~~

休憩 13時35分

再開 13時35分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

……………日程第33 議案第62号……………

○議長（森谷信哉）

日程第33、議案第62号、令和3年度有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第62号について、反対の立場から討論を行います。

総論的にまず申し上げますと、国保制度は加入者同士が支え合う相互扶助制度ではありません。加入者全員に医療を社会が保障していく社会保障制度であると国保法第1条に明記されております。そして、協会健保のように事業主負担がありませんから、被保険者への負担増が大きくなります。また、一部変わりましたが、子どもから税を取る計算にもなっております。

さて、具体的に申し上げますと、第1に、国保の所得ゼロから100万円以下が2,740人、全体の37%、7割から2割軽減を受けている世帯は40%前後、そして、軽減を受けている被保険者となります。そして、固定資産があれば国保税が大きくなってきます。負担能力以上の納税を強いられています。ですから、資格証明書発行が44件、短期証明書発行が144件あります。こういう実態があります。

第2に、高額療養費は住民税課税の70歳以上の負担上限額を引き上げました。外来で月2,000円、入院では1万3,200円の負担になっています。

第3に、国保税は応益割と応能割の比率が50対50に設定されています。そのため限度額を引き上げると、その負担は結局加入者全員に及ぶこととなります。

第4に、国保広域化を進めております。後期高齢者医療制度のように市町村独自で決められなくなり、国保財政が赤字のところの市町村の赤字分まで応分の負担を強いられることとなります。特に、4方式の課税方法では、固定資産税がかかっていた国保税の課税に反映されるのが廃止させることにより、その分の課税が所得割率の引上げになります。例えば夫が所得150万円、妻は無職、子ども2人だと5割軽減が効いても国保税は20万8,300円。母の所得150万円、子ども1人だと軽減なしになってしまい、国保税が22万8,900円となります。しかし、これは所得に応じた段階的な所得割率でないため、所得割率の大幅な引き上げや世帯割や人数割の額を引き上げることとなります。

第5に、国保基金であります。令和3年5月時点で5億8,655万3,659円もあります。県下で3位の積立額になります。平均世帯数で割りますと、1世帯当たり14万5,500円、1人当たりになりますと7万8,000円にもなります。1世帯当たり1万円を引き下げても10年は対応できます。引き下げるべきであります。

第6に、45%あった国庫支出金を減らしてきたことが、国保会計をそもそも苦しくさせた原因となっています。全国知事会は1兆円の国費を投入して、世帯割・人数割を廃止して負担を軽くするよう求めております。国保税の負担が重い指摘しています。

以上の理由により反対討論といたします。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

……………日程第34 議案第63号……………

○議長（森谷信哉）

日程第34、議案第63号、令和3年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第63号、令和3年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、反対の立場から討論を行います。

もともと国は医療費の削減を目的に、全世代型社会保障制度とって社会保障の削減を主張してきました。その削減の真っ先にいっているのが後期高齢者の医療制度です。なぜ75歳以上なのかであります。75歳以上は病気やけがのリスクが高いからという理由になっています。しかし、本当の狙いは、老人保健制度の国庫負担割合45%から35%に減らし、さらに国庫負担を減らすのが目的でありました。

この制度の問題は、保険料の所得割や均等割額を2年に1回変える仕組みにしています。県後期高齢者医療広域連合の試算でも、75歳以上一人世帯の場合で年金収入210万円、また世帯主が子どもで75歳以上高齢者が1人の場合の年金収入210万円の世帯も負担増となります。さらに、75歳単身者世帯で年金収入80万円の方が世帯主の子どもと同一世帯になりますと、保険料が一気に10倍近くにもなってしまいます。

被保険者の状況を見ますと、所得ゼロの被保険者が3,727人、実に71%も占

めます。そして、7割軽減で2,636人の53%、7割から2割軽減が3,442人の69%も占めます。1割負担は3,920人の83%ですが、これが今後2割負担になると多くの方が負担増になってしまいます。医療制度導入時には、1割負担で心配なく医療が受けられると説明してきたことを、早くもこれはほごにしようとしている状況であります。

よって、以上の理由により反対討論といたします。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

……………日程第35 議案第64号……………

○議長（森谷信哉）

日程第35、議案第64号、令和3年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

……………日程第36 議案第65号……………

○議長（森谷信哉）

日程第36、議案第65号、令和3年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

……………日程第37 議案第66号……………

○議長（森谷信哉）

日程第37、議案第66号、令和3年度有田川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

……………日程第38 議案第67号……………

○議長（森谷信哉）

日程第38、議案第67号、令和3年度有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第67号、令和3年度有田川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

この事業を進めるほど膨大な先行投資となっております。最終的には、250億円前後の事業計画になると言われております。さらに雨水対策まで入れますと、300億円も超える事業となります。これらは後年度負担となりますから、現在でも公共下水道事業の地方債残高が地方債の中で35%も占めております。

企業会計の独立採算制から言えば、使用料収入では賄えませんから、赤字部分は一般会計からの投入とならざるを得ません。そうなりますと、町全体の財政にも地方債負担が今後重くのしかかってくるのではないかと考えます。コロナ禍の中、物価高、景気が悪くなる中で、つなぎ込みも進まない状況も生まれてまいります。早くつなぎ込んでもらうために、早期接続奨励金で進めておりますけれども、接続率が高くありません。

農業集落排水事業では、五つの地域の中で十数年たっているのに90%台が最高であります。町長が答弁していたように、80%台の接続率では経営が成り立ちません。また、吉備地域にとっても、人口がいつまで維持されるかの不透明な点もあります。また、年数がたつと維持管理が増えてくる可能性も出てまいります。そうなりますと、使用料収入では維持できなくなり、使用料の引上げや一般会計からの繰入れが必要となってくるのではないかと考えます。地方債残高が増えて、将来の財政破綻が危惧されないかという心配の念も込めて、私は反対討論といたします。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（森谷信哉）

挙手多数であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

……………日程第39 議案第68号……………

○議長（森谷信哉）

日程第39、議案第68号、令和3年度有田川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

……………日程第40 議案第69号……………

○議長（森谷信哉）

日程第40、議案第69号、令和3年度有田川町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

……………日程第41 議案第70号……………

○議長（森谷信哉）

日程第41、議案第70号、令和3年度有田川町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

……………日程第42 議案第71号……………

○議長（森谷信哉）

日程第42、議案第71号、令和3年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

……………日程第43 議案第72号……………

○議長（森谷信哉）

日程第43、議案第72号、令和3年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

……………日程第44 議案第73号……………

○議長（森谷信哉）

日程第44、議案第73号、令和3年度有田川町栗生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

……………日程第45 議案第74号……………

○議長（森谷信哉）

日程第45、議案第74号、令和3年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

……………日程第46 議案第75号……………

○議長（森谷信哉）

日程第46、議案第75号、令和3年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

……………日程第47 議案第76号……………

○議長（森谷信哉）

日程第47、議案第76号、令和3年度有田川安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長報告は認定するものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（森谷信哉）

挙手全員であります。

よって、本案は認定することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第6、報告第25号から日程第28、議案第105号までを提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思いますが、これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

本日の会議はこれで延会にしたいと思います。

なお、次回の本会議は12月14日、水曜日、午前9時30分に開議をいたします。

~~~~~

延会 13時59分